

# 改正種の保存法の施行に向けた関係政省令の整備について（案）

## 1. 平成29年12月までの公布を予定する政令及び省令

### (1) 改正法施行期日令の制定

改正法の施行期日を平成30年6月1日と規定

### (2) 種の保存法施行令の改正

- 国際希少野生動植物種の個体等の登録・更新、特別国際種事業者の登録・更新の手数料の改定・新設
- 特別国際種事業者の登録が必要となる特別特定器官等として、象牙を規定
- 特別国際種事業者による管理票の作成が義務化されるものとして、1kg以上かつ20cm以上の象牙を規定

### (3) 特定国際種事業に係る届出等に関する省令の改正

#### ① 特定国際種事業（べっ甲取扱事業・届出制）関係

- 国による公表項目（法人の代表者の氏名、業務実施施設の名称・所在地、届出年月日等）・公表方法（インターネットの利用等）を規定
- 陳列・広告時の特定国際種事業者による表示項目（法人の名称・住所・代表者の氏名等）・表示方法（公衆の見やすいよう表示）を規定

#### ② 特別国際種事業（象牙取扱事業・登録制）関係

- 登録（更新）のための申請事項（申請の際、現に保有する特別特定器官等の重量等）・添付書類（保有する全ての全形牙の写真・登録票の写し等）を規定
- 登録の変更・廃止届出事項（氏名・住所、登録番号、変更・廃止の年月日等）、書類の保存義務に係る事項（譲渡し等の相手方の氏名、譲渡し等に係る特別特定器官等の重量・年月日等）を規定
- 国による事業者登録簿の公表項目（法人の代表者の氏名、業務実施施設の名称・所在地、登録年月日・有効期間の満了の日等）・公表方法（インターネットの利用等）を規定
- 陳列・広告時の特別国際種事業者による表示項目（法人の名称・住所・代表者の氏名、有効期間の満了の日等）・表示方法（公衆の見やすいよう表示）を規定
- 特別国際種事業者の登録事務を実施する事業登録機関について、その登録のための申請事項（氏名、事務所の所在地等）・添付書類（登録基準に適合することの説明書類等）、事務の実施方法（申請事業者が欠格要件に該当せず、保有する全ての全形牙につき登録を受けていること等を確認すること）等について規定

#### (4) 特定国内種事業に係る届出等に関する省令の改正

- 国による公表項目（法人の代表者の氏名、業務実施施設の名称・所在地、届出年月日等）・公表方法（インターネットの利用等）を規定
- 陳列・広告時の特定国内種事業者による表示項目（法人の名称・住所・代表者の氏名等）・表示方法（公衆の見やすいよう表示）を規定

## 2. 平成30年3月までの公布を予定する省令

### 種の保存法施行規則の改正

#### ①動植物園等関係

- 動植物園等の定義を規定
- 認定希少種保全動植物園等の具体的な認定基準（飼養栽培施設、飼養等及び譲渡し等の実施体制・計画等）を規定

#### ②国際希少野生動植物種の個体等の登録関係

- 登録の更新（有効期限の設定）の対象（生きている個体）を規定
- 個体識別措置の対象とする種を規定
- 個体識別措置を講じた個体の取扱方法を規定

#### ③その他

- 傷病を理由として捕獲等をした国内希少野生動植物種の個体のうち、回復の見込みがないものに係る捕獲等の規制の見直し 等